

No. 1

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

青森県実行委員会組織会



公式マスコット「アップリート君」

と き 令和 6年 7月 5日 (金) 午後2時

ところ 八戸パークホテル 3階 ロイヤルホール

次 第

1 開 会 の こ と ば

2 議 長 選 出

3 報 告 事 項

- ・ 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会の開催概要について

4 議 案 審 議

- ・ 青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会会則（案）について

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 の開催概要

1 開催準備経過（冬季大会関係）

期 日	内 容
令和元年 10月31日	公益財団法人日本スポーツ協会が、第80回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会について、青森県知事、青森県教育長、公益財団法人青森県スポーツ協会会長に対して開催を依頼
11月28日	令和元年11月青森県議会第300回定例会の一般質問において、青森県知事が第80回国民スポーツ大会冬季大会を開催することについて表明
令和2年 3月24日	令和2年2月青森県議会第301回定例会において、第80回国民スポーツ大会が冬季大会と本大会を併せて行う完全大会として青森県で開催されるよう、全会一致で決議
6月 1日	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
9月25日	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
10月 8日	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
令和5年 7月20日	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として決定
12月 8日	公益財団法人日本スポーツ協会国スポ委員会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の競技会会期が決定
令和6年 7月 5日	青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会組織会・第1回総会を開催

2 スケート競技会・アイスホッケー競技会の概要

(1) 大会名

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

(2) 主 催

(公財) 日本スポーツ協会、文部科学省、青森県

(公財) 日本スケート連盟、(公財) 日本アイスホッケー連盟、八戸市

(3) 会 期

令和8年1月31日(土)～2月8日(日)【9日間】

(4) 会場地

八戸市、三沢市

(5) 競技会場

スピードスケート競技	八戸市 YSアリーナ八戸
ショートトラック競技	三沢市 三沢アイスアリーナ
フィギュア競技	八戸市 FLAT HACHINOHE
アイスホッケー競技	八戸市 テクノルアイスパーク八戸 八戸市 FLAT HACHINOHE 三沢市 三沢アイスアリーナ

(6) 式 典

開始式 令和8年1月31日(土)	八戸市 八戸市公会堂
表彰式 令和8年2月 8日(日)	八戸市 YSアリーナ(スケート競技) 八戸市 調整中(アイスホッケー競技)

(7) 参加予定人員

監督・選手	約 1,430 名
選手団本部役員	約 320 名
視察員等	約 100 名

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
青森県実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を開催するために必要な準備及び大会の運営に関する事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び関係競技団体並びにその他関係機関・団体との連絡調整に関すること。
- (2) 競技及び式典の企画運営に関すること。
- (3) 歓迎案内に関すること。
- (4) 広報及び報道に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) その他大会を開催するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び会場地市町村並びに関係機関の代表者及び役職員
- (2) スポーツ団体、競技団体及び関係団体の代表者及び役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催に関係のある者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監 事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、青森県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を召集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局及び事務所

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務所)

第15条 実行委員会の事務所を八戸市観光文化スポーツ部国民スポーツ大会準備室内に置く。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金、補助金、助成金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、令和6年7月5日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第18条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和7年3月31日までとする。

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

青森県実行委員会名簿（案）

No.	役 職	所属機関・団体及び役職名	氏 名
1	会 長	青森県知事	宮 下 宗一郎
2	副 会 長	青森県副知事	小 谷 知 也
3	副 会 長	青森県副知事	奥 田 忠 雄
4	副 会 長	八戸市長	熊 谷 雄 一
5	副 会 長	三沢市長	小檜山 吉 紀
6	副 会 長	青森県教育委員会教育長	風 張 知 子
7	副 会 長	(公財) 青森県スポーツ協会会長	柏 木 司
8	副 会 長	(一社) 青森県スケート連盟会長	岡 田 英
9	副 会 長	青森県アイスホッケー連盟会長	橋 本 昭 一
10	顧 問	衆議院議員	江 渡 聡 徳
11	顧 問	衆議院議員	高 橋 千鶴子
12	顧 問	衆議院議員	津 島 淳
13	顧 問	衆議院議員	木 村 次 郎
14	顧 問	衆議院議員	神 田 潤 一
15	顧 問	参議院議員	滝 沢 求
16	顧 問	参議院議員	田名部 匡 代
17	参 与	青森県議会議長	丸 井 裕
18	参 与	青森県議会文教公安委員会委員長	木 明 和 人
19	参 与	青森県議会文教公安委員会副委員長	大 澤 敏 彦
20	参 与	青森県議会議員	田名部 定 男
21	参 与	青森県議会議員	清 水 悦 郎
22	参 与	青森県議会議員	山 田 知
23	参 与	青森県議会議員	大 崎 光 明
24	参 与	青森県議会議員	工 藤 悠 平
25	参 与	青森県議会議員	高 畑 紀 子
26	参 与	青森県議会議員	田 端 深 雪
27	参 与	青森県議会議員	夏 坂 修
28	参 与	青森県議会議員	小比類巻 正規
29	参 与	青森県警察本部本部長	小野寺 健 一
30	参 与	八戸市議会議長	小屋敷 孝
31	参 与	三沢市議会議長	加 澤 明
32	参 与	八戸商工会議所会頭	武 輪 俊 彦
33	委 員	青森県健康医療福祉部医療薬務課長	齋 藤 暢 人
34	委 員	青森県健康医療福祉部保健衛生課長	田 中 純
35	委 員	青森県観光交流推進部観光政策課長	工 藤 泰 正
36	委 員	青森県観光交流推進部誘客交流課長	佐 藤 宏
37	委 員	青森県国スポ・障スポ局競技式典課長	山 本 高 史
38	委 員	青森県教育庁理事	長 内 修 吾
39	委 員	青森県教育庁教育次長	早 野 英 明
40	委 員	青森県教育庁教育政策課長	高 橋 和 也
41	委 員	青森県教育庁スポーツ健康課長	坂 本 雄 大
42	委 員	(公財) 青森県スポーツ協会副会長	大 沢 陽 子
43	委 員	(公財) 青森県スポーツ協会副会長	山 本 恒 太
44	委 員	(公財) 青森県スポーツ協会副会長	森 内 之保留
45	委 員	(公財) 青森県スポーツ協会副会長	津 田 英 一
46	委 員	(公財) 青森県スポーツ協会副会長	米 内 正 明
47	委 員	(公財) 青森県スポーツ協会副会長	小山内 修

No.	役職	所属機関・団体及び役職名	氏名
48	委員	(公財)青森県スポーツ協会副会長	花田 慎
49	委員	(公財)青森県スポーツ協会副会長	橋場 保人
50	委員	(公財)青森県スポーツ協会専務理事	宇野 武
51	委員	(一社)青森県スケート連盟副会長	河原木 浩
52	委員	(一社)青森県スケート連盟副会長	小笠原 修
53	委員	(一社)青森県スケート連盟副会長	畠山 行雄
54	委員	(一社)青森県スケート連盟専務理事	村山 通久
55	委員	青森県アイスホッケー連盟副会長	吉田 誠夫
56	委員	青森県アイスホッケー連盟副会長	田島 幹二
57	委員	青森県アイスホッケー連盟副会長	高橋 昇士
58	委員	青森県アイスホッケー連盟副会長	渡辺 学
59	委員	青森県アイスホッケー連盟副会長	川村 隆憲
60	委員	青森県アイスホッケー連盟理事長	菊池 徹弘
61	委員	八戸市スポーツ協会会長	米内 正明
62	委員	三沢市スポーツ協会会長	佐々木 仁
63	委員	八戸市議会副議長	日當 正男
64	委員	八戸市議会経済常任委員会委員長	久保 百恵
65	委員	八戸市副市長	佐々木 郁夫
66	委員	八戸市副市長	石田 慎一郎
67	委員	八戸市教育委員会教育長	齋藤 信哉
68	委員	八戸市観光文化スポーツ部長	工藤 俊憲
69	委員	三沢市議会副議長	佐々木 卓也
70	委員	三沢市副市長	米田 光一郎
71	委員	三沢市教育委員会教育長	山内 康之
72	委員	三沢市市民生活部長	田中 誠
73	委員	国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所 八戸国道出張所長	新井 昌規
74	委員	三八地域県民局地域健康福祉部長	工藤 光
75	委員	三八地域県民局地域整備部長	羽田 英明
76	委員	上北地域県民局地域健康福祉部長	三上 総一郎
77	委員	上北地域県民局地域整備部長	常田 明
78	委員	八戸警察署長	鎌田 行剛
79	委員	三沢警察署長	藤田 亘
80	委員	東京航空局三沢空港事務所長	伊藤 修
81	委員	三沢空港ターミナル(株)代表取締役専務	堀 義明
82	委員	東日本旅客鉄道(株)八戸統括センター所長	吉田 正樹
83	委員	(一財)VISITはちのへ 理事長代行 副理事長	佐々木 伸夫
84	委員	東北電力ネットワーク(株)八戸電力センター所長	森 善則
85	委員	三八地区青森県高等学校長協会会長	嵯峨 弘章
86	委員	八戸市中学校長会会長	伊崎 己治
87	委員	八戸市小学校長会会長	三角 浩司
88	委員	(一社)八戸市医師会会長	熊谷 俊一
89	委員	三沢地区医師会会長	鈴木 吾朗
90	委員	青森県高等学校体育連盟スケート専門部長	坪 宏至
91	委員	エスプロモ(株)代表取締役	坂 頂昭治
92	委員	クロススポーツマーケティング(株)代表取締役社長	中村 考昭
93	委員	(一財)三沢市自治振興公社事務局長	山本 剛志
94	監事	八戸市スポーツ協会副会長	目澤 伸一
95	監事	(一財)VISITはちのへ専務理事	阿部 寿一

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
 青森県実行委員会 常任委員名簿（案）

No.	役職	所属機関・団体及び役職名	氏名
1	常任委員	青森県国スポ・障スポ局競技式典課長	山本高史
2	常任委員	青森県教育庁スポーツ健康課長	坂本雄大
3	常任委員	(公財)青森県スポーツ協会専務理事	宇野武
4	常任委員	(一社)青森県スケート連盟専務理事	村山通久
5	常任委員	青森県アイスホッケー連盟理事長	菊池徹弘
6	常任委員	八戸市スポーツ協会会長	米内正明
7	常任委員	八戸市副市長	佐々木郁夫
8	常任委員	八戸市観光文化スポーツ部長	工藤俊憲
9	常任委員	三八地区高等学校長協会会長	嵯峨弘章
10	常任委員	青森県高等学校体育連盟スケート専門部長	坪宏至
11	常任委員	三沢市市民生活部長	田中誠